

国直轄事業負担金に関する意見について

本日、地方分権改革推進委員会において、国直轄事業負担金に関する意見が決定された。

国直轄事業負担金については、従来より、地方六団体としてその廃止を求めるとともに、特に維持管理費に係る負担金については、本来管理主体が負担すべきことから、早急に廃止すべきことを主張してきた。

また、全国知事会は、先般開催された国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣との協議の場において、①負担金の基準や内訳明細の情報開示を徹底すること、②地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること、③維持管理費負担金は早急に廃止すること、④国と地方の役割分担を明確化した上で最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること、を各大臣に強く主張したところである。

今般の地方分権改革推進委員会の意見において、こうした地方の主張を踏まえ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実及び維持管理費負担金の廃止を明確に打ち出されたことは大いに評価するものである。また、われわれは整備費に係る負担金についても国と地方の役割分担を明確化した上で最終的には廃止すべきものとする。

政府は、今般の地方分権改革推進委員会意見を尊重し、かつ、地方の意見に真摯に耳を傾け、分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて取り組むべきである。

平成21年4月24日

全国知事会
会長 麻生 渡